

厚木市働く者の祭典補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働く者の祭典であるメーデーを行う労働団体に対し、働く者の祭典補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 補助金の対象となる労働団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 厚木愛甲地域連合
- (2) 厚木地区労働組合協議会

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする労働団体の代表者は、補助金交付申請書に、事業計画書及び予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて、交付を決定するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金は、交付決定後、事業開催の前日までに支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた労働団体の代表者は、事業終了した日から30日以内に、事業実績報告書に事業結果報告書及び収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(監査)

第8条 市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執行について勧告することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受け、又は活動を中止し、若しくは補助金の交付要件を欠いた労働団体は、補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 働く者の祭典交付金交付要綱（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。